

不当労働行為救済申立事件における審査期間の目標の短縮について

秋田県労働委員会（会長 湊貴美男）は、不当労働行為救済申立事件について、審査の迅速化を図り救済の効果を上げることを目的に、審査期間の目標を、これまでの1年6ヶ月から1年に短縮することとしました。

○短縮を決定した背景

当労働委員会のここ10年ほどの不当労働行為救済申立ては、年平均1件弱と少ない状態となっています。このため、審査期間を短縮し、少しでも申立てしやすい環境を整えることが必要となっています。

○これまでの状況

審査期間の目標が導入されたのは平成17年で、当労働委員会では1年6ヶ月と設定しました。以来、これまで7件の不当労働行為救済申立事件があり、ほぼ目標を達成しています。なお、救済命令を出した4件の平均処理日数は451日です。

※「審査期間の目標」とは

労働委員会が、労働組合などから不当労働行為救済申立ての申請を受理してから、事件が終結するまでの期間の目標です。

迅速な審査を行うため、労働委員会には、審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況等を公表することが、労働組合法により義務づけられています。